

会員規約

第1条（目的）

当会は、当団体に所属するレスラーを応援する会員によって構成され、レスラーを応援することを目的とします。会員は全てこの規約に同意いただいたものとみなします。

第2条（会員）

本規約において「会員」とは、日本国内にて当会の指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、当会所定の方法にて入会を申込み、当会がこれを承認した個人としますが、当会の判断により入会を認めない場合があります。

1、会員は下記の条件をすべて満たすものとします。

- (1)入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。
- (2)日本国内に在住し、国内郵便で配達可能な所在地に住居を持つ者。
- (3)法人ではなく個人であること。
- (4)既に会員登録をしていないこと。または同一個人で複数の会員登録をしていないこと。
- (5)年会費を指定の期日までに指定の方法で当会に入金すること。
- (6)過去に強制的に当会を退会処分させられたことがないこと。
- (7)当会にて入手した、または入手しようとするチケットもしくはチケットに類する一切のものを第三者に転売した、あるいは転売しようとしたことがないこと。
- (8)暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属する場合および暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者と関係していないこと。
- (9)個人で楽しむ以外の目的で会員の地位や権利を利用しないこと。
- (10)当会が必要と判断した場合には、当会の求めに応じ身分証明書またはその写しを当会に提示すること。

2、当会は、入会を承認した後であっても、会員が前項各号のいずれかの条件に満たしていないことが判明した場合には、承認を撤回できるものとします。

3、会員は、会員番号、その他会員資格に基づく一切の権利を、自らのためにのみ利用することができます。これらを第三者のために利用すること、第三者へ譲渡することおよび相続することはできません。

4、会員は、当会の会員特典を受けることができます。会員特典の内容は随時変更されます。尚、会員は、パソコン、携帯電話、スマートフォン等でインターネットを利用できる環境にないと会員特典の一部を受けられない場合があります。

5、当会から会員に対し、送付物、電子メールおよび当団体の運営するオフィシャルウェブ

作成日：2020/01/01

作成者：愛媛プロレス

ブサイト、その他当会が判断する方法により、必要な情報を通知します。会員がパソコン、携帯電話、スマートフォン等またはインターネット環境を利用しないことによって、会員特典を受けられない場合、および情報伝達の遅れ等の不都合が生じた場合は、当会は如何なる責任も負いません。会員は自己の責任と負担においてインターネット接続環境およびそのために必要な通信機器をご用意ください。

6、会員期間は1月～12月で、年度途中の入会も可能。毎年11月から翌年度の会員受付を開始。入会締め切り月などの情報は団体より随時告知する。

例：2019年度会員→2018年11月より受付開始。会員締め切りはHP等で告知。

7、会員資格の継続を希望する会員は、有効期限の2ヶ月前から有効期間満了日までに次年度の年会費を所定の方法にて入金するものとし、入金が確認され次第、満了日の翌日から起算し1年間有効期間が延長されるものとします。有効期限から30日経過すると、会員番号は破棄され、再入会手続きが必要になります。

8、当会は会員に対して会員証を発行します。

(1)ご入会手続き完了から、1ヶ月たっても会員証がお手元に届かない場合、速やかに当会に連絡ください。

ご入会手続きから2ヶ月以上経過後のご連絡に関しては、再発行をお受けできかねる場合があります。

(2)紛失等の理由により会員証を再発行する場合、会員は所定の再発行手数料を当会が別途指定する方法で支払います。

(3)興行・催事等の会場で当会または当団体が委託する者が会員に対し会員証および身分証明書の提示を求めることがあります。

(4)興行・催事会場等へはこれらを必ず携帯してください。また会員証および身分証明書の提示を求められた会員はこれに応じるものとし、応じない場合または不携帯の場合は、興行・催事会場より退出させる場合があります。退出させられた会員はチケット代の払い戻しやその他の賠償請求をすることはできません。

(5)会員証は、他人への転売・貸与・譲渡はできません。

9、未成年者は、入会申込みにあたり親権者の承諾を得なければならないものとします。

第3条（会員の義務）

1、会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、その他の登録情報に変更が生じた場合には、会員は速やかに当会への届出を行うものとします。尚、「生年月日」の変更は一切お受けできません。会員が登録情報の変更を怠った結果、当会からの通知等が会員に到達しなかった場合、または会報、会員特典、チケット、その他サービスを受ける機会を喪失する等の不利益については、当会は一切責任を負いません。

2、会員は、当会から発行された会員番号、会員証等、各自責任を持って管理するものとします。

第4条（禁止事項）

会員は、以下に該当する行為を禁止します。

- 1、第1条の目的に反する行為。
- 2、会員資格の会員番号、会員証等の売買・譲渡、架空名義の使用、不正な名義変更およびこれらの第三者への使用許諾。
- 3、有償無償を問わず会員特典により得られたチケットの先行受付権、チケット、グッズ、その他会員としての資格に基づいた権利をオークションへ出品、チケットショップ等第三者に転売、譲渡、貸与することならびに質権その他の担保権を設定する行為。
- 4、営利活動およびこれに準ずる行為。
- 5、単独の「レスラー」の、または複数の「レスラー」の組み合わせでの著作、会報、オリジナル商品を無断複製、転載および再配布する行為。
- 6、「レスラー」、他の会員、当団体および当会の財産、名誉、信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権および権利利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為。
- 7、「レスラー」あるいは当団体に連絡や面会を強要する行為。
- 8、当会の運営、会員および当団体に支障をきたす行為。「レスラー」、当会、他の会員、その他第三者を誹謗中傷し、その名誉、信用を毀損し、もしくは不利益を与える行為、またはそのおそれを生じさせる行為その他の迷惑行為（インターネット、各種 SNS 等への書き込み等含む）。
- 9、当会から会員へ告知する全ての媒体上の情報を他のあらゆる媒体に転載することや、会員以外の第三者に漏洩すること。
- 10、当会を通じて入手した全てのデータ、情報、文章、音、映像、イラスト等について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版、頒布、譲渡、貸与、または公衆送信等のために利用すること。
- 11、法令または公序良俗に違反する行為。

第5条（会員資格の喪失）

会員が以下の項目に該当すると当会が判断した場合には、当会は当該会員の資格を失効させることができるものとします。

1、会員が退会を申し出た場合

会員が当会からの退会を希望する場合、有効期限満了後に会員の権利・地位を失います。

会員期間中での退会であっても年会費等の返金はありません。会員が本規約第5条2項より強制的に退会させられた場合はこの限りでなく、強制退会処分をもって会員の権利・地位を失い、以降一切の役務の提供を受けることはできません。

2、強制的な会員資格の抹消

以下の項目に該当する場合、会員は催告無く即時に会員の地位や一切の権利・債権を自

動的に失うものとしします。

(1)入会後に第2条1項の条件を満たさなくなった場合。

(2)会員が前条の禁止行為を行った場合、その他本規約に違反する行為をした場合。

3、会員が、本規約第5条2項に基づく強制退会処分により会員資格を喪失した場合には、支払い済みの年会費、申込み手数料およびそれらにかかる消費税相当額等の返還はできません。また、強制退会処分の時点で購入申込みもしくは既に代金の支払われたチケットがあった場合、そのチケットでの入場の権利が無効となり、支払われた代金は、返還されないものとしします。

第6条（免責）

- 1、「レスラー」および当団体は、当団体の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当会のサービスに関し、如何なる責任も負わないものとしします。また、何らかの事由により当団体が当会による会員特典や情報提供に関連して会員に対して損害賠償責任を負う場合、当団体は、当団体に故意または重過失が存する場合を除き、当該会員が当該契約年度における当会のサービスの対価として支払った年会費の総額を限度として賠償責任を負うものとしします。
- 2、当会は当会の利用に関し、会員に生じた損害について当会に責任のある場合を除き、いかなる責任も負わないものとしします。
- 3、当会の運営および会員に関する質問は、当会のみにて受け付けます。
- 4、会員に送られる通知は、電子メールまたはオフィシャルウェブサイトまたはその他当会が適当と思われる方法により行われるものとしします。
- 5、第4項の通知が電子メールで行われる場合、会員登録の電子メールアドレス宛てに発信し、会員の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって完了したものとみなします。
- 6、第4項の通知がオフィシャルウェブサイトで行われる場合、会員が閲覧可能となった時点をもって完了したものとみなします。
- 7、申込期限のあるお知らせを確認しないまま期限を過ぎた場合、お申込みの権利は消失します。受付締切後のお問合せはお受けできません。当会が通知した申込み期限のあるお知らせを会員が期限内に申込みなかった場合には、申込みの権利は失効します（会員がお知らせを確認しないまま期限を過ぎた場合も含む）。
- 8、興行日が指定されたチケット等の郵便物を不在等の理由で受け取らないまま興行日を過ぎた場合はすべて無効となり、代金の返還はいたしません。
- 9、当会で購入したチケットが他の経路で入手されたチケットよりも前方の指定席であるとは限らず、また、座席・整理番号は抽選で決定され、申込みの先着順ではないことを会員は承諾し、これに何等意義を唱えることはできません。当会で複数枚購入したチケットが希に、座席を連番で用意できない場合があります。

- 10、各金融機関等による手続きの不備や事故について当会は一切の責任を負いません。
- 11、「レスラー」の活動状況、その他の事情により、当会の運営を継続し難いと判断した場合には、当会の全部または一部を解散するものとします。その場合、当社は会員に連絡の上、解散月の翌月以降の有効期限に応じて残存する会費を返還いたします。

第7条（個人情報の取り扱いについて）

当会は、入会時および会員向けサービスやイベントに参加申込みをされる際にお名前他の個人情報を登録いただきます。収集した個人情報は、会員情報管理および申込み情報処理のみを目的とします。

- 1、収集された個人情報は、当会および当社と機密保持契約を結んでいる協力企業によって管理保守されます。
- 2、当社と機密保持契約を締結している協力企業、提携会社および業務委託会社に対して、会員に明示した目的を実施するために個人情報を開示する場合があります（発送業務、代金決済のクレジットカード会社への照会、チケットの受付等）。
- 3、原則として会員の個人情報は開示しません。ただし、利用者が第三者に不利益を及ぼすと当会が判断した場合、提供情報および登録内容等当該第三者や警察または関連諸機関に通知することができます。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、提供情報および登録内容等についての開示を求められた場合、当会はこれに応じて情報を開示することがあります。あるいは当社の権利や財産を保護する目的で開示することがあります。
- 4、機密保持契約に基づいて、当会は会員情報と第三者のデータを照合することがあります。
- 5、会員が自己の個人情報を確認する場合は、会員本人であることの確認を求めることがあります。

第8条（損害賠償）

- 1、会員は、当会の利用に関し、自分に責任のある理由によって、当団体またはその他の第三者に対して損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負うものとします。
- 2、会員は、当会の利用に関し、他の会員またはその他の第三者からクレームや請求を受けた場合、および紛争が生じた場合には、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。

第9条（紛争の解決）

- 1、当会の運営に関して、本規約または当会の指導により解決できない問題が生じた場合には、当会と会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
- 2、紛争を訴訟によって解決する場合には、松山地方裁判所を第一審の管轄裁判所としま

す。

第10条（サービスの変更・廃止）

- 1、当団体は、会員に対して1ヶ月前までに告知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。
- 2、サービス終了によって会員または第三者の被った損失や損害について、当団体の責めに帰すべき事由がある場合を除き、その内容、態様の如何に係わらず、当団体は一切の責任を負いません。

第11条（本規約の改定）

- 1、当団体は、本規約を任意に改定できるものとし、また、当団体において本規約を補充する規約(以下「補充規約」といいます)を定めることができます。この場合、当社は、相当な予告期間において、改定後の本規約または補充規約の内容および効力発生時期を、会員に通知または当社所定のサイトに掲示することにより周知するものとします。
- 2、当団体が適切に前項の周知を行った場合には、会員の知・不知にかかわらず、改定後の本規約または補充規約が適用されるものとします。
- 3、会員は、改定後の本規約または補充規約に不服があるときは、前項の予告期間中に、その事由を明らかにした上で中途退会を申し入れることができるものとし、当団体はこれに誠実に対応するものとします。

規約に指定する連絡先

愛媛プロレス

【お問合せメールアドレス】 fan@ehime-pro.com